

会計・監査 Report

May 2020

vol. 21

2020年3月期有価証券報告書作成上の留意事項

2020年3月期の有価証券報告書から新たに適用される項目としては、2019年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令のうち、経営者による分析やリスク情報等の記載の充実に関する改正点などがあげられます。

また、例年と同様、金融庁は、2020年3月27日にホームページ上で、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和2年度)」を公表しています。

さらに、今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、金融庁や日本公認会計士協会、企業会計基準委員会などからその対応に関する留意事項が公表されています。

本稿では、2020年3月期の有価証券報告書から新たに適用される項目のほか、金融庁が公表している有価証券報告書レビューの審査結果などを踏まえて、有価証券報告書を作成するにあたって留意すべき事項を中心に解説します。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

I. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

1. 改正の概要

政府の成長戦略「未来投資戦略2017」において、企業のコーポレート・ガバナンス改革を形式から実質に深化させることにより、企業の「稼ぐ力」を強化するという方針のもと、十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、上場企業の経営戦略・ガバナンス情報等を含め、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する情報開示の在り方について検討することが示されていました。それを受けて、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで検討が行われ、2018年6月28日に「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－」（以下、「DWG報告」という。）が公表されました。

DWG報告では、下表のとおり、3つのポイントから有価証券報告書の記載事項を改正すべく、提案がなされ、企業内容等の開示に関する内閣府令が2019年1月31日に改正されました。

本改正においては、項目ごとにその適用時期が2019年3月期または2020年3月期と異なっているため、実務への適用にあたっては注意が必要です。本稿では、2020年3月期の有価証券報告書から適用される項目を対象に解説しますので、2019年3月期の有価証券報告書から適用される項目に係る改正内容については、会計・監査Report Vol.18「2019年3月期有価証券報告書作成上の留意事項」をご参照ください。

	ポイント	内容	主な適用時期
1	建設的な対話の促進に向けた情報の提供	役員報酬及び政策保有株式の開示の拡大	2019年3月期
2	財務情報及び記述情報の充実	MD&Aやリスク情報について、経営者の認識を記載	2020年3月期(早期適用可)
3	情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組	監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示	2020年3月期(早期適用可) (ただし、一部の項目は2019年3月期から適用)

2. 2020年3月期の有価証券報告書から適用となる項目

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の改正内容は下表のとおりです。

項目	主な改正内容	記載上の注意
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<ul style="list-style-type: none">経営方針、経営戦略等の記載に当たり、経営環境(例えば、企業構造、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含め、事業の内容と関連付けて記載優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載	第二号様式(30)a 第三号様式(10) 第二号様式(30)b 第三号様式(10)

改正前においては、経営方針、経営戦略等を定めている場合にのみ記載が求められていましたが、改正後は、経営環境についての経営者の認識の説明を含めて、事業の内容と関連付けて記載することとされました。

また、対処すべき課題についても、経営方針・経営戦略等と関連付けて記載することが求められることとなりました。

従来の日本企業の経営戦略の開示では、企業の中長期的なビジョンに関する具体的な記載が乏しく、経営者による分析やリスク情報との関連付けがないなどの指摘が多かったことから、DWG報告において、経営戦略やビジネスモデルを投資家が適切に理解することができるよう経営戦略の実施状況や今後の課題もしっかりと示しながら、経営者の視点による分析やKPI、リスク情報とも関連付けて、より具体的で充実した説明がなされるべきと提言されたことにより本改正が行われました。

(2) 事業等のリスク

「事業等のリスク」の改正内容は下表のとおりです。

項目	主な改正内容	記載上の注意
事業等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> 経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて、リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合の影響の内容、対応策を、重要性や経営方針・経営戦略等の関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載 	第二号様式(31)a 第三号様式(11)

改正前においては、事業等のリスクを一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載するものとされてきました。改正後においては、リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合の影響の内容、対応策を、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等の関連性の程度を考慮して記載することとされました。

従来の事業等のリスクの開示では、一般的なリスクの羅列となっている事例が多く見られたため、DWG報告において、経営者視点からみたリスクの重要度の順に、発生可能性や時期・事業に与える影響・リスクへの対応策等を含め、企業固有の事情に応じたより実効的なリスク情報の開示を促していく必要があると提言されたことにより本改正が行われたものです。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の改正内容は下表のとおりです。

項目	主な改正内容	記載上の注意
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識等を含めて、具体的に、かつ、分かりやすく記載 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りや見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、経理の状況に記載した会計方針を補足する情報を記載 	第二号様式(32)a(f) 第三号様式(12) 第二号様式(32)a(g) 第三号様式(12)

本改正により、キャッシュ・フローの状況の分析の記載にあたって、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識等を含めて記載することが必要とされました。

また、新たに、会計上の見積りや見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、見積り及び仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、経理の状況に記載した会計方針を補足する情報を記載することとされました。ただし、経理の状況の注記に記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができるかとされています。

これらの改正は、DWG報告において、経営戦略の遂行上、調達した資本やキャッシュをどのように設備投資や研究開発に振り分けていくのか、といった情報がより実効的に開示されるべき、また、会計上の見積り・仮定は、投資判断・経営判断に直結するものであり、経営陣の関与の下、より充実した開示が行われるべき、と提言されたことにより行われたものです。

(4) 監査の状況

2016年3月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言において、有価証券報告書において会計監査に関する開示の内容を充実させるべきとされていたこと、また、有価証券報告書における総覧性の向上の観点から、会社法上開示されている事項について有価証券報告書でも開示されるべきとの指摘があったことを受けて、監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査年数、同一ネットワークファームへの監査報酬等の開示が2019年3月期の有価証券報告書以降、段階的に拡充されることとなりました。

2020年3月期の有価証券報告書から適用となる項目は以下のとおりです。

項目	主な改正内容	記載上の注意
監査役監査の状況	・ 監査役及び監査役会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載	第二号様式(56)a(b) 第三号様式(37)
会計監査の状況	・ 監査法人の継続監査期間	第二号様式(56)d(a)ii 第三号様式(37)

このほか、監査報酬等の内容の開示にあたって、本改正により「監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額」の開示が必須となりました。この項目は、2019年3月期に係る有価証券報告書から適用とされていましたが、2019年3月期は経過措置を適用し、従前の規定によって開示することも認められていました。したがって、前期に経過措置を適用していた場合には、当期の有価証券報告書から忘れずに適用する必要があります。

また、当期から適用される項目のうち、監査法人の継続監査期間については、継続監査期間が長期にわたっており、その間に企業または監査法人が合併等をしている場合など、調査が困難な場合も想定されています。そこで、「「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.36において、以下のとおり考え方が公表されており、参考になるものと考えられます。

金融庁の考え方 No.36

- ① 提出会社の有価証券届出書提出前から継続して同一の監査法人による監査を受けている場合、有価証券届出書提出前の監査期間も含めて算定する。
- ②- i 過去に提出会社において合併、会社分割、株式交換及び株式移転があった場合であって、会計上の取得企業の監査公認会計士等が提出会社の監査を継続して行っているときは、当該合併、会社分割、株式交換及び株式移転前の監査期間も含めて算定する。
- ②- ii 過去に提出会社において合併、会社分割、株式交換及び株式移転があった場合であって、会計上の被取得企業の監査公認会計士等が提出会社の監査を行っているときは、当該合併、会社分割、株式交換及び株式移転前の監査期間は含めないものとして算定する。
- ③- i 過去に監査法人において合併があった場合、当該合併前の監査法人による監査期間も含めて算定する。
- ③- ii 提出会社の監査業務を執行していた公認会計士が異なる監査法人に異動した場合において、当該公認会計士が異動後の監査法人においても継続して提出会社の監査業務を執行するとき又は当該公認会計士の異動前の監査法人と異動後の監査法人が同一のネットワークに属するとき等、同一の監査法人が提出会社の監査業務を継続して執行していると考えられる場合には、当該公認会計士の異動前の監査法人の監査期間も含めて算定する。

継続監査期間の算定に当たっては、上記の整理も踏まえ、基本的には、可能な範囲で遡って調査すれば足り、その調査が著しく困難な場合には、調査が可能であった期間を記載した上で、調査が著しく困難であったため、継続監査期間がその期間を超える可能性がある旨を注記することが考えられます。

また、継続監査期間の記載方法については、「●年間」と記載する方法のほか、「●年以降」といった記載も考えられます。

(5) その他の改正点

IFRS任意適用の拡大促進の観点から、指定国際会計基準を適用する企業の開示負担の軽減等を図るため、2020年3月6日に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正されており、2020年3月期の有価証券報告書から適用されます。

具体的な改正内容は、以下の図のとおりであり、有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」で開示が求められていたIFRSと日本基準との主要な項目についての差異に関する情報の継続的な開示を廃止し、IFRS適用初年度においてのみ記載することとされました。

日本基準からIFRSに移行した企業の提出書類の見直し(案)

(X2年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合)

	X1年3月期		X2年3月期		X3年3月期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
連結財務諸表	J-GAAP	J-GAAP	IFRS ・財務状態計算書(期末) ・包括利益計算書(X0.4→X1.3) ・持分変動計算書(X0.4→X1.3) ・キャッシュフロー計算書(X0.4→X1.3)等	IFRS ・財務状態計算書(期末) ・包括利益計算書(X1.4→X2.3) ・持分変動計算書(X1.4→X2.3) ・キャッシュフロー計算書(X1.4→X2.3)等	IFRS ・財務状態計算書(期末) ・包括利益計算書(X1.4→X2.3) ・持分変動計算書(X1.4→X2.3) ・キャッシュフロー計算書(X1.4→X2.3)等	IFRS ・財務状態計算書(期末) ・包括利益計算書(X2.4→X3.3) ・持分変動計算書(X2.4→X3.3) ・キャッシュフロー計算書(X2.4→X3.3)等
			+			
			期首IFRS ・財政状態計算書			
			調整表(J-GAAP→IFRS) ・持分(期首、期末) ・包括利益(X0.4→X1.3) ・キャッシュフロー計算書(重要な調整)(X0.4→X1.3)等			
		+	+		+	
		J-GAAP ・本表(要約版)等<監査対象外>	J-GAAP ・本表(要約版)等<監査対象外>		継続的な差異開示を廃止	
		差異に関する説明 ・主要項目について、概算額等を記載<監査対象外>	差異に関する説明 ・主要項目について、概算額等を記載<監査対象外>		差異に関する説明 ・主要項目について、概算額等を記載<監査対象外>	

(注)並行開示されるJ-GAAPによる前期分の本表(要約版)は、X1年3月期の連結財務諸表を基に作成。
(出所:金融庁ホームページ)

Ⅱ. 金融庁の有価証券報告書レビュー

2020年3月27日に金融庁ホームページにおいて、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和2年度)」が公表されました。以下では、その概要について解説します。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項

(1) 新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項

2020年3月期に適用される開示制度の主な改正としては、2019年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令の適用があげられています。これについては、前述の「Ⅰ. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」に記載のとおりです。

(2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2019年度の有価証券報告書レビューは、主に以下の項目を対象に審査が行われました。

法令改正関係審査	2019年1月改正企業内容等の開示に関する内閣府令の適用 ① 役員の報酬等 ② 株式等の保有状況 財務諸表等規則等の改正 ③ 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等による注記事項の追加
重点テーマ審査	④ 関連当事者に関する開示 ⑤ ストック・オプション等に関する会計処理及び開示 ⑥ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示

法令改正関係審査は、その年度の開示府令等の改正や会計基準等の改正に伴う財規等の改正に関する適用状況を対象に審査をするものです。一方、重点テーマ審査は、毎年、金融庁が重点テーマを決定し、そのテーマをもとに審査対象企業を選定し、審査を行っています。

金融庁は、審査の結果として、有価証券報告書の記載内容が不十分と認められた事例が確認されたとして、その内容を具体的に公表しています。

特に、2019年3月期の有価証券報告書における改正項目であった「役員の報酬等」及び「株式等の保有状況」については、記述情報が含まれており、提出会社の実情に合わせて一定の自由な記載が可能となっている一方、法令が求める最低限の記載水準を満たすことのみを目的として、ルールへの形式的な対応にとどまる開示も見られ、投資家等が必要とする十分な情報が得られない事例も見受けられたため、記述情報の記載に改善の余地があると考えられる提出会社(全提出会社の約3割程度)には、翌年度からの改善・充実に向けた検討を求める通知を発出したと公表しています。

以下では、項目別の主な審査結果と有価証券報告書作成上の留意事項について解説していきます。

① 役員の報酬等(2019年1月改正企業内容等の開示に関する内閣府令の適用)

i) 審査結果

1	業績連動報酬の額の決定方法に具体性がないほか、指標の目標や実績等の記載がない。
2	役員報酬の算定方法の決定権者やその権限や裁量の範囲に具体性がない。
3	報酬額の決定過程における取締役会等の活動内容の記載がない、あるいは、具体性がない。

ii) 有価証券報告書作成上の留意事項

役員の報酬等に係る改正開示府令のポイントは以下のとおりです。

また、金融庁のホームページにおいて、記述情報の開示の好事例集として、「役員の報酬等」の開示例が2019年11月29日に公表されています。2020年3月期の有価証券報告書作成にあたって、改めて開示府令の改正の趣旨に照らして充実した開示となっているか確認することが望まれます。

報酬プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載 <ul style="list-style-type: none"> 固定報酬、短期の業績連動報酬(賞与)、中長期の業績連動報酬(ストックオプション等)それぞれの算定方法 固定報酬と短期・中長期の業績連動報酬の支給割合 役職ごとの支給額についての考え方 役員報酬の算定方法にKPI等の指標が関連付けられている場合には、その指標と指標の選定理由、業績連動報酬への反映方法 報酬総額等を決議した株主総会の年月日及び決議内容等
報酬実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績と報酬プログラムが整合的か等を確認できるようにするため、以下を記載 <ul style="list-style-type: none"> 当期の報酬額に決定した理由、当期のKPIの目標と実際の達成度 固定報酬と業績連動報酬の支給割合の実績、支給された報酬の状況等
報酬決定の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックを可能とするため、以下を記載 <ul style="list-style-type: none"> 算定方法の決定権者、その権限や裁量の範囲 報酬委員会がある場合にはその位置付け・構成メンバー 取締役会・報酬委員会の報酬決定に関する具体的活動内容等

② 株式等の保有状況(2019年1月改正企業内容等の開示に関する内閣府令の適用)

i) 審査結果

1	純投資目的である投資株式と純投資目的以外の投資株式の区分の基準や考え方の記載がない。
2	純投資目的以外の投資株式の保有方針に具体性がない。
3	純投資目的以外の投資株式の保有の合理性に具体性がない。
4	純投資目的以外の投資株式が増加した理由について記載がない。

ii) 有価証券報告書作成上の留意事項

政策保有株式の開示については、2019年3月期の有価証券報告書を見る中では、投資家が好事例と考える開示と現状の開示の乖離が大きいとの意見が聞かれたため、開示の好事例集ではなく、投資家が政策保有株式の開示に対して、どのような開示を期待しているかをまとめた「政策保有株式:投資家が期待する好開示のポイント(例)」が金融庁のホームページにおいて公表されています。概要は以下のとおりです。

【政策保有株式全体】

保有方針	<ul style="list-style-type: none"> 保有先企業のノウハウ・ライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかについて具体的に記載 <ul style="list-style-type: none"> 「経営戦略を勘案し保有効果を検討している」という記載では不十分 保有の上限を設定し記載具体的に記載 <ul style="list-style-type: none"> 株主資本をどのように活用できているかという観点が必要であり、保有残高の規模は総資産ではなく株主資本に対する割合で検証することが望ましい 売却の方針等がある場合は当該方針を記載 売却の判断に関する指標があれば当該指標を記載
保有の合理性の検証方法	<ul style="list-style-type: none"> 時価(含み益)や配当金による検証だけでなく、事業投資と同様、事業の収益獲得への貢献度合いについて具体的に記載 <ul style="list-style-type: none"> (例) 営業取引規模が過去〇年平均と比較し〇%以上増加等 ROE や RORA等が〇%増加等 (RORA: Return on Risk-Weighted Assets/リスク資産利益率) (※)時価(含み益)や配当金による検証だけでは純投資の評価と同じであり、政策保有株式の評価としては別途の検証が求められる点に留意が必要
取締役会等における検証の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保有方針に沿った検証結果の内容を具体的に記載 <ul style="list-style-type: none"> 「保有目的に照らして取締役会において保有の適否を検証」という記載では具体性に欠ける 取締役会での議論を記載するにあたり、具体的な開催日時や議題等を記載

【個別銘柄】

保有目的	<ul style="list-style-type: none"> 保有方針に沿って、経営戦略上、どのように活用するかを関連する事業や取引と関連付けて具体的に記載 <ul style="list-style-type: none"> 単なる財務報告のセグメント単位や、「事業取引」・「金融取引」といった大括りでの説明、「企業間取引の維持・強化のため」・「地域発展への貢献」という記載は抽象的で不十分 株式を相互持合している場合、その理由を具体的に記載
定量的な保有効果	<ul style="list-style-type: none"> 上表「政策保有株式全体」の「保有の合理性の検証方法」で定めた指標に対する実績値とその評価について記載 <ul style="list-style-type: none"> (※) 時価(含み益)や配当金による検証だけでは純投資の評価と同じであり、政策保有株式の評価としては別途の検証が求められる点に留意が必要 [定量的な保有効果の記載が困難な場合] <ul style="list-style-type: none"> どのような点で定量的な測定が困難だったかを具体的に記載 経営戦略上、どのように活用するかを具体的に記載 (※) 仮に営業機密について言及する場合でも、どのような点が営業機密となるか等について記載
増加の理由	<ul style="list-style-type: none"> 「配当再投資による取得」や「取引先持株会による取得」といった取得プロセスに関する記載に留まらず、保有先企業のノウハウやライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかを具体的に記載 <ul style="list-style-type: none"> 「取引関係の強化」といった記載では不十分
相互持合いの有無	<ul style="list-style-type: none"> 上場持株会社の株式を政策保有している場合には、当社株式の保有相手方がその持株会社の傘下会社であったとしても、実質的に相互保有の関係にあるとみなし、参考情報として脚注等でその保有の有無を記載

③ 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等による注記事項の追加(財規等の改正)

i) 審査結果

1	<p>『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正により、税効果関係の注記では、重要性の判断の上、</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の区分掲記 評価性引当額の変動 繰越期限別の繰越欠損金に係る所定の事項 繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由 <p>について注記することが求められているが、一定の重要性があると考えられる場合にも、これらの必要な事項の記載がない事例が確認された。</p>
---	--

ii) 有価証券報告書作成上の留意事項

重要性については、企業が置かれた状況によって重要性は異なるため、一律に重要性の基準を定めることは適切ではないと考えられるものの、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号)においては、以下のとおり参考となる考え方が記載されているため、確認が必要です。

<p>[評価性引当額の内訳に関する数値情報の記載の要否に関する重要性の判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、税務上の繰越欠損金の控除見込額(課税所得との相殺見込額)が将来の税負担率に重要な影響を及ぼす場合 例えば、純資産の額に対する税務上の繰越欠損金の額(納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額)の割合が重要な場合
<p>[評価性引当額の変動内容の記載の要否に関する重要性の判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、税負担率の計算基礎となる税引前純利益の額に対する評価性引当額(合計額)の変動額の割合が重要な場合
<p>[税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由の記載の要否に関する重要性の判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、純資産の額に対する税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額の割合が重要な場合

④ 関連当事者取引に関する開示(重点テーマ審査)

i) 審査結果

1	関連当事者との取引の開示に関する重要性の判断基準を超える取引があるものの、質的に重要性がないと判断したか又は残高のみで重要性を判断し、注記されていない事例
2	一般の取引と同様であることが明白ではないものの、関連当事者との取引が注記されていない事例
3	ストック・オプションの権利行使による株式の発行について、開示対象との認識が漏れていた事例
4	提出会社の役員等が代表者を務めている会社との取引について、調査票等に当該質問項目がなく、関連当事者との取引の識別の網羅性の確保に懸念がある事例
5	(関連当事者に関する開示に直接関係するものではないが、)取締役の利益相反取引について、取締役会の承認漏れ又は承認証跡がない事例

ii) 有価証券報告書作成上の留意事項

関連当事者取引は、対等な立場で行われているとは限らず、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがあるため、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)等において、財務諸表利用者がその状況を把握できるように開示することが定められています。特に非経常的な取引は、注記対象から漏れるケースもあるため開示にあたっては注意が必要です。

⑤ スtock・オプション等に関する会計処理及び開示(重点テーマ審査)

i) 審査結果

1	ストック・オプションと業務執行や労働サービスとの対応関係の認定の考え方が適切ではないため、権利確定日以前の各会計期間における費用計上額を合理的な方法に基づいて算定していない事例
2	従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続しているにもかかわらず、注記を記載していない事例
3	ストック・オプション等関係注記の単価情報(権利行使価格、行使時平均株価、付与日における公正な評価単価)において、異なる単位(個、株)が混在しており、不明瞭な開示となっている事例

ii) 有価証券報告書作成上の留意事項

ストック・オプションなど、役員や従業員に対する給付の方法については、近年様々手法が開発されており、それに対応して、「ストック・オプション等に関する会計基準」だけでなく、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号)などの実務対応報告も公表されています。各社の状況に応じて、適切に会計処理及び注記を行う必要があります。

⑥ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示(重点テーマ審査)

i) 審査結果

1	1株当たり情報に関する注記及び連結株主資本等変動計算書注記において、自己株式として計上された信託に残存する自社の株式に関連する注記等を記載していない事例
2	株式等の状況において、役員・従業員株式所有制度の内容の開示を記載していない事例

ii) 有価証券報告書作成上の留意事項

従業員及び従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引は、日本版ESOPとも呼ばれ、近年その導入事例は増加していますが、日本ではその会計処理が会計基準において明確に定められていなかったことから「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号)が公表されています。各社の状況に応じて、適切に会計処理及び注記を行う必要があります。

なお、ESOP(Employee Stock Ownership Plan)とは、アメリカの制度で、自社の株式を企業の拠出(損金)で買い付け、従業員へ配分するもので、原則として全ての従業員が対象となり、退職まで自由に引き出せないが、退職時まで課税されない確定拠出型の退職給付制度のことを指します。

2. 2020年度の有価証券報告書レビュー

2020年度は、以下のとおり、法令改正関係審査及び重点テーマ審査を実施すると公表されています。

(1) 法令改正関係審査

「I. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」で解説した事項(「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「監査の状況」)が適切に有価証券報告書に記載されているかを審査するとしています。

(2) 重点テーマ審査

今回の重点テーマは、「セグメント情報」及び「顧客との契約から生じる収益」と公表されています。

セグメント情報については、セグメント情報等の開示に関する会計基準及び同適用指針の適用状況の審査のほかに、IFRS任意適用会社においては、IFRS第8号「事業セグメント」の適用状況を審査するとしています。また、記述情報である経営方針・経営戦略等について、セグメントごとに説明することが望ましいとされており、財務情報と記述情報の関連性・整合性についても審査対象となると考えられます。

顧客との契約から生じる収益については、主にIFRS任意適用会社を対象に、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づく会計処理、連結財務諸表における表示、注記を審査するとしています。また、日本基準を適用している会社も、連結決算手続上、IFRSに準拠して作成された子会社財務諸表を利用して連結財務諸表を作成している場合には、審査対象となる可能性があると考えられているため、留意が必要です。

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症の影響

1. 有価証券報告書等の提出期限

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これに伴い、2020年3月期決算企業をはじめとする多くの企業において、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定されています。金融庁は、2020年4月17日、こうした状況を踏まえ、企業や監査法人が、決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、金融商品取引法に基づく有価証券報告書や四半期報告書等の提出期限について、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に2020年9月末まで延長することとした企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を公表しました。

これにより、有価証券報告書等の提出期限は以下のとおりとなるものと考えられます。

決算期	開示書類	期限	延長後の期限
2020年3月期	有価証券報告書	2020年6月末	2020年9月末まで
2020年12月期第1四半期(2020年3月末)	四半期報告書	2020年5月15日	同上
2021年3月期第1四半期(2020年6月末)	四半期報告書	2020年8月14日	同上

(出所:「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その3)」日本公認会計士協会 2020年4月15日)

また、金融庁が事務局となり、日本公認会計士協会や東京証券取引所、法務省などで構成される「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」は、2020年4月15日に、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表し、前述の有価証券報告書等の提出期限延長に係る法改正等を踏まえ、3月決算会社の定時株主総会の運営においては、以下の点を踏まえて対応することが求められるとされました。

- 株主総会運営に係るQ&A(経済産業省、法務省:令和2年4月2日)を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにあらかじめ適切な措置を検討すること。
- 法令上、6月末に定時株主総会を開催することが求められているわけではなく、日程を後ろ倒しにすることは可能であること。
- 資金調達や経営判断を適時に行うために当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合には、例えば、以下のような手続をとることも考えられること。
 - ① 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行(会社法317条)の決議を求める。当初の株主総会においては、取締役の選任等を決議するとともに、計算書類、監査報告等については、継続会において提供する旨の説明を行う。
 - ② 企業及び監査法人においては、上記のとおり、安全確保に対する十分な配慮を行ったうえで決算業務、監査業務を遂行し、これらの業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する。
 - ③ 継続会において、計算書類、監査報告等について十分な説明を尽くす。継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなどして、株主に十分な周知を図る。

なお、上記の株主総会の継続会の開催にあたっては、これまで開催された実例も多くないことから、2020年4月28日に、金融庁、法務省、経済産業省の連名で「継続会(会社法317条)について」というガイダンスが金融庁ホームページに公表されていますので、参考になるものと考えられます。

2. 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であるため、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、継続企業の前提に関する重要な不確実性の検討など会計上の見積りを行う上で、特に将来キャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難な状況となっています。

そこで、企業会計基準委員会は、2020年4月9日開催の議事概要を公表し、このような環境下で会計上の見積りを行う上での留意事項を公表しています。

概要は以下のとおりです。

- (1) 「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」上では、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要があるものと考えられる。
- (2) 一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましい。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられる。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。
- (3) 企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないものと考えられる。
- (4) 最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることもあると考えられる。このような状況における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。

上記(4)では、重要な会計上の見積りにおける仮定については、追加情報として開示が求められるものと考えられるとされています。また、2020年3月31日に公表された企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を早期適用し(原則は2021年3月31日以降終了する会計年度から適用)、同基準に従って、当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定及び翌年度の財務諸表に与える影響を開示することも考えられます。

さらに、同基準を早期適用しない場合であっても、「I. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」の(3)経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において述べたとおり、2020年3月期の有価証券報告書から、会計上の見積りや見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、経理の状況の注記に記載した会計方針を補足する情報を記載するものとされています。

会計上の見積りに関する重要な仮定は、将来の業績を予測するためにも重要な情報です。有価証券報告書において、財務諸表利用者の意思決定に資する十分な情報が提供されているか確認することが求められているものと考えられます。

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 高橋康之

text : yasuyuki takahashi